

平成30年第3回 千葉市花見川区選挙管理委員会定例会会議録

1 日 時	平成30年 3月 1日(木) 午後1時30分～午後1時45分					
2 場 所	選挙管理委員会室					
3 出席委員	委員長	市原 弘	委員	轟木 逸子		
	委員	大高 勝利	委員	平岡 純		
4 出席書記	事務局長	宍倉 和美	課長補佐	小高 正昭	選挙班主査	佐藤 秀明
	調整担当課長	立石 昌平	広報施設担当課長	高山 光男		
5 議 題	議案第5号	選挙人名簿登録者について				
	議案第6号	選挙人名簿抹消者について				
	議案第7号	在外選挙人名簿抹消者について				
6 議事の概要	<p>(1)前回会議録 内容の審査 このことについて、原案どおり承認された。</p> <p>(2)議案第5号 選挙人名簿登録者について このことについて、全員異議がなかったため、原案どおり承認された。</p> <p>(3)議案第6号 選挙人名簿抹消者について このことについて、全員異議がなかったため、原案どおり承認された。</p> <p>(4)議案第7号 在外選挙人名簿抹消者について このことについて、全員異議がなかったため、原案どおり承認された。</p> <p>(5)その他 ・次回会議の開催は、平成30年4月16日(月)午後1時30分と決定した。 ・市川市長選及び市議補選における選挙の効力に関する異議申出に対する決定について、市川市選管の情報提供資料に基づき説明した。</p>					
7 会議経過	<p>(1)その他「市川市選管の情報提供資料に基づく説明」について</p> <p>・事務局 「候補者が多い市議選については、当区においてもこのような事案は、今後十分に発生し得る。」</p> <p>・大高委員 「選挙無効となった場合、開票立会人や開票管理者の責任は問われるか。」</p> <p>・事務局 「投票の有効または無効の判断については、開票管理者の責任において決定されるが、選挙執行そのものについて責任を問われるということは、基本的にはない。」</p> <p>・大高委員 「開票所では、立会人が事務執行を逐次確認しているはずであるのに、なぜ選挙終了後に異議の申出が出るのか。立会人がその場で申し立てればよいと思う。」</p> <p>・事務局 「おっしゃるとおり、開票の過程においては管理者・立会人に説明し、確認を受けながら進めている。ただ、立会人が疑義を申し立てても、開票確定は開票管理者の責任において、その場で行うため、異議の申出は後日となる。」</p> <p>・轟木委員 「異議申出は、すぐに行わなければならないのか。」</p> <p>・事務局 「地方選挙の異議申出は、選挙後14日以内である。」</p> <p>・轟木委員 「分類した投票は、立会人が1枚ずつ確認することはできるのか。」</p>					

・事務局	「千葉市では、一括自由点検方式を採用しており、集積台にある投票を立会人が確認することはできる。」
・轟木委員	「開票では、その経過を立会人に対して、丁寧に説明し公正に事務を遂行していることを伝えながら進めることが、大変重要なことである。」